

## 対象となる市民の方の要件



<次に掲げる要件をすべて満たす必要があります>

- ☑ 65歳以上であること(昭和31年4月1日以前に誕生していること)
- ☑ 有効な運転免許証を有すること
- ☑ 自動車が、
  - ・後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置を設置することが可能であること
  - ・自動車検査証の「自家用・事業用の別」に自家用と記されたもの
- ☑ 自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること
- ☑ 市税の滞納がないこと

※このほか、以下についてご誓約いただく必要があります

- ・転売を目的とした設置ではないこと
- ・装置を設置する自動車は個人の用途に供すること
- ・暴力団員等でないこと
- ・補助金を受けるのはひとり1台限りであること など

## 購入・設置までの流れ

ご希望の方は、**取扱事業者※の店舗にご相談**ください。

※ 事業者の一覧・連絡先は四日市市 HP に掲載します。

店舗で、車の状態や要件を確認します。  
**設置日をご予約**ください。

予約日にご本人が来店し、  
**免許証・自動車検査証・市税完納証明書**をご準備のうえ、  
申込書をご記入ください。  
(市税完納証明書は市役所 2 階市民税課にて発行しています)

店舗にて本人確認ののち、装置を販売・設置し、  
使用方法を説明します。

本人負担分の金額を、**取扱事業者にお支払い**ください。

【「高齢運転者安全対策事業補助金」  
に関するお問い合わせ先】

四日市市 道路管理課 交通安全係  
電話 059-354-8154

○装置の対応車種、性能や在庫状況等は、  
取扱事業者にお尋ねください。

(店舗記載欄)

(令和2年4月発行)